令和7年度 米デジタ第3号 行政ネットワーク機器更新業務の委託契約について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和7年4月14日

米原市長 角田航也

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1)業務名

令和7年度 米デジタ第3号 行政ネットワーク機器更新業務

(2)業務内容

別紙「行政ネットワーク機器更新業務プロポーザル仕様書」のとおり。

(3)業務期間

設計・構築 業務 契約締結日の7日以内から令和8年(2026年)6月30日まで 機器等調達業務 令和8年(2026年)7月1日から令和13年(2031年)6月30日までの60か月 運用保守業務 令和8年(2026年)7月1日から令和13年(2031年)6月30日までの60か月

2 業務に要する費用(提案上限額)

5か年で総額 347, 325, 529円(消費税および地方消費税を含む。)

※総額には、設計・構築、機器およびソフトウェア購入・保守費用、使用料、リース料等の全て費用を 含むこと。

※見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

※設計・構築業務については、工事等の請負契約を指し業務完了後に一括支払いする。

※機器等調達業務については、リースによる契約とし令和8年度(2026年度)から令和13年度(2031年度)までにわたる分割支払とする。

※運用保守業務については、リース契約に含まない60か月分割支払とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を全て満たす者であること。

- (1) 米原市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。また、未登録の場合は、次の書類を参加申込の手続に併せて提出すること。
 - ① 商業・法人登記簿謄本(写し可) ※全部事項証明書(謄本)、現在事項証明書 等

- ② 納税証明書(国税、県税、市税)(写し可) ※課税されていない場合は、その旨を記載した申立書(任意様式)
 - ア 国税(法人税、消費税等)については、税務署長発行の証明書
 - イ 都道府県税(法人事業税、自動車税等)については、都道府県税事務所長発行の証明書 ※委任先がある場合は、委任先住所地の証明書
 - ウ 米原市税(法人市民税、固定資産税等)については、米原市発行の証明書 ※本店または委任先所在地が米原市内の場合に必要
- ③ 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(写し可) ア 直近の事業年度のもの(1年分)を提出すること。
- ④ 印鑑登録証明書(写し可)および使用印鑑届(任意様式) ア 使用印鑑を押印すること。
- イ 印鑑登録証明書は、法務局発行の証明書(写し可)とする。
- (2)米原市建設工事等入札参加停止基準による入札参加停止措置に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の要件に該当する者でないこと。
 - ① 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - ② 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 自己または自社もしくは自社の役員等が、次の要件に該当する者でないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ② 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - ③ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - ④ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 前記①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する などしている者
- (6) 過去 10 年間(平成 27 年度から令和 6 年度)に、令和 2 年国勢調査による人口 3 万人以上の地方公共団体(都道府県・市・町・特別区)において、インターネットおよび LGWAN と接続された庁内ネットワーク構築業務の主たる受託者または一次下請けとして業務を受託した実績を有していること。

(7) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) の基準を満たす認証 (JIS Q 27001 または ISO/IEC 27001) を取得していること。

4 日程

項番	手 順	期限等
1	公告(案件公表、資料配布)	令和7年4月14日(月)
2	質問受付期間	令和7年4月14日(月)
		~令和7年5月9日(金)
3	参加申込書等の提出期限	令和7年5月9日(金)
4	質問回答期限	令和7年5月16日(金)
5	企画提案書等の提出期限	令和7年5月29日(木)【予定】
6	第1次審査 (選定業者の参加資格確認等)	令和7年6月4日(水)
7	第1次審査の結果通知	令和7年6月18日(水)【予定】
8	第2次審査(プレゼンテーションおよび質	令和7年6月25日(水)【予定】
	疑応答による審査)	令和7年6月27日(金)予備日【予定】
9	第2次審査の結果通知	令和7年6月下旬頃【予定】
10	契約手続(本契約および仮契約)	令和7年7月上旬頃【予定】
	※仮契約は、米原市議会の議決に付すべき	
	契約および財産の取得または処分に関す	
	る条例第3条の規定に該当する業務の	
	み。	
11	契約手続(本契約)	令和7年9月下旬頃 議会議決【予定】
	※米原市議会の議決に付すべき契約および	
	財産の取得または処分に関する条例第3	
	条の規定に該当する業務のみ。	

5 その他

詳細は、行政ネットワーク機器更新業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

6 問合せ先

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所本庁舎 4 階 政策推進部デジタル未来推進課 TEL 0749-53-5169(直通) FAX 0749-53-5148